

令和 7 年度

豊沢川農業水利事業

豊沢川地区河川協議資料作成業務

特別仕様書

東北農政局和賀中央農業水利事業所

第 1 章 総則

(適用範囲)

第 1－1 条

豊沢川農業水利事業 豊沢川地区河川協議資料作成業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目 的)

第 1－2 条

この業務は、豊沢川地区の水利使用規則更新に向けた検討及び予備協議図書の作成を行うものである。

(場 所)

第 1－3 条

この業務の対象地域は岩手県花巻市及び北上市地内であり、別紙 1 に示すとおりである。

(土地の立入り等)

第 1－4 条

作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第 1－16 条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

(低入札価格契約における第三者照査)

第 1－5 条

1. 予算決算及び会計令(以下、「予決令」という。)第 85 条の基準に基づく価格(以下、「調査基準価格」という。)を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第 11 条照査技術者」及び「共通仕様書第 1－7 条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査(以下、「第三者照査」という。)を実施しなければならない。
2. 第三者照査の企業に要求される資格
 - (1) 予決令第 98 条において準用する予決令第 70 条及び第 71 条の規程に該当していないこと。
 - (2) 東北農政局において、令和 7・8 年度(当該業種区分)の一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。
 - (3) 東北農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
 - (4) 共通仕様書第 1－30 条守秘義務を遵守できるものであること。
 - (5) 中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

①資本関係

(ア) 親会社と子会社の関係にある

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある

②人的関係

一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている

3. 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格

第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。

(1) 照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者

(2) 照査技術者と同等の技術者資格を有する者

4. 照査技術者の通知

受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。

5. 照査計画

受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて業務計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。

また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。

6. 報告書原稿作成段階時打合せへの立会い

特別仕様書第 4-1 条業務打合せに示す打合せのうち、報告書原稿作成段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。

7. 第三者照査の照査技術者の AGRIS 登録

共通仕様書第 1-12 条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス (AGRIS) の登録に当たっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。

8. 契約不適合責任

引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、業務請負契約書第 41 条契約不適合責任のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。

（履行確実性評価の達成状況の確認）

第 1-6 条

本業務の受注にあたり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

1. 審査項目 a) ～ c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
2. 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
3. その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
4. 業務成果品のミス、不備 等

(一般事項)

第 1－7 条

業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

1. 受注者は、作業実施の順序、方法等について監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
2. 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有した者とする。
3. 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員に資料の提出を求められた場合は、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第 1－8 条

管理技術者は、共通仕様書第 1－6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技 術 部 門	選 択 科 目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
	農業	農業土木 農業農村工学
博士	農学	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

(照査技術者)

第 1－9 条

1. 照査技術者は、共通仕様書第 1－7 条第 2 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択項目は次のとおりである。

資 格	技 術 部 門	選 択 科 目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
	農業	農業土木 農業農村工学
博士	農学	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

2. 本業務における照査は、「設計業務照査の手引書（案）」（以下「照査手引書」という。）に基づき実施する。また、「照査手引書」に基づく照査により作成した資料は、共通仕様書第 1－7 条第 5 項に規定する報告書に含めて提出するものとする。
3. 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。

(担当技術者)

第 1－10 条

担当技術者は、共通仕様書第 1—8 条によるものとする。

（配置技術者の確認）

第 1—11 条

共通仕様書第 1—11 条における業務組織計画の作成、共通仕様書第 1—12 条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

1. 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする、なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
2. 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置づけられる技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

（保険の加入）

第 1—12 条

受注者は、共通仕様書第 1—37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第 2 章 作業条件

（適用する図書）

第 2—1 条

設計作業の基本的事項に関しては、次の技術基準等を優先して適用するものとする。なお、他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。

番号	名称	発行所	制定(改訂)年月
1	土地改良事業計画設計基準 計画 農業用水（水田）	農林水産省 農村振興局	H22.7 (H25.9)
2	土地改良事業計画設計基準 設計 ダム	農業土木学会	H15.4

（設計作業条件）

第 2—2 条

水利使用規則の対象河川、計画基準年、かんがい面積、最大取水量及び関係水利権名は次のとおりである。

1. 現行水利使用規則
 - （1）対象河川 一級河川北上川水系北上川、豊沢川、瀬川、鍋割川、平滝川、寒沢川、三ツ沢川、瀬の沢川
 - （2）計画基準年 昭和 42 年
 - （3）かんがい面積 4,250.4ha
 - （4）最大取水量

期間 区分	期別最大取水量			年間総取水量
	4 月 26 日から 5 月 10 日まで	5 月 11 日から 9 月 10 日まで	9 月 11 日から 翌 4 月 25 日まで	
豊沢ダム	7.103m ³ /s	7.191 m ³ /s	0.832 m ³ /s	50,170 千 m ³

- (5) 関係水利権 国営豊沢ダム
豊沢ダム小水力発電所
県営豊沢川地区かんがい排水事業
寒沢川かんがい用水
瀬川及び豊沢川かんがい用水 他

(参考図書)

第 2－3 条

参考図書は、共通仕様書第 2－1 条によるほか、下表によるものとする。

資料名	発行	制定年月
国営土地改良事業 調査計画マニュアル	(社) 農業土木事業協会	平成 5 年 3 月
農業農村整備事業のための河川協議の実務 2011 年版	農林水産省農村振興局 整備部設計課	平成 24 年 3 月

(貸与資料等)

第 2－4 条

貸与資料は、次のとおりとする。

資料名	備考
国営豊沢川土地改良事業計画書	
北上川水系豊沢川における水利使用(変更)に関する河川法第 23 条、第 24 条及び第 26 条第 1 項に係る協議図書(豊沢ダム)	H29. 8. 31 同意
北上川水系豊沢川における水利使用に関する河川法第 23 条の 2、第 24 条及び第 26 条第 1 項に係る協議図書(豊沢ダム小水力発電所)	R3. 10. 7 同意
北上川水系豊沢川における水利使用(変更)に関する河川法第 23 条及び第 24 条に係る許可申請図書(県営豊沢川地区かんがい排水事業)	H29. 10. 2 許可
北上川水系豊沢川における水利使用(変更)に関する河川法第 23 条及び第 24 条に係る許可申請図書(太田新田堰、十二丁目堰)	R6. 9. 27 許可
令和元年度 豊沢川農業水利事業 豊沢川地区河川協議基礎資料作成業務 報告書	

その他監督職員が必要と認めた資料

(参考図書及び貸与資料の取扱い)

第 2－5 条

第 2－3 条、第 2－4 条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

1. 参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

2. 参考図書は、設計作業時点の最新版を用い、設計作業中に改訂された場合は、監督職員と協議するものとする。
3. 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

第3章 作業内容

（作業項目及び数量）

第3－1条

本業務における作業項目及び数量は次の作業項目表のとおりである。

なお、各項目の詳細作業項目は別紙2 作業項目一覧表に示すものとする。

作業項目	数量	備考
1. 計画準備	一式	
2. 現地調査等		
（1）聞き取り調査	一式	
（2）現地調査	一式	
3. 用水計画基礎資料整理		
（1）受益面積の整理	一式	
（2）県営事業等の整理	一式	
（3）計画基準年の妥当性検証	一式	
4. 協議図書添付図面の修正	一式	
5. 使用水量の計算	一式	
6. ダム確保容量の計算	一式	
7. 河川流況と関係河川使用者への影響	一式	
8. 予備河川協議図書の作成	一式	
9. 小水力発電所資料の作成	一式	
10. 照査	一式	
11. 点検とりまとめ	一式	

（作業の留意点）

第3－2条

作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。

1. 水利使用規則更新のための予備的協議資料作成に当たって留意する点は以下のとおりとする。
 - （1）基礎諸元の決定及び使用水量の算定にあたっては、水利権変更協議の予備協議資料となることに留意する。
 - （2）受益面積の整理にあたっては、賦課台帳に基づく転用面積資料を提供する予定であるが、賦課台帳との整合性のほか、転作率及びかん水率の検討では、営農計画との整合にも留意する。
2. 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の

承諾を得るものとする。

3. 第2－3条、第2－4条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
4. 施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図面に記入するものとする。
5. 当該業務で実施するコスト縮減対策の検討作業に関し、検討の視点、施策の提案内容及び比較検討の過程や結果等の成果については、報告書中に「コスト縮減対策」の章を別途設定し、とりまとめるものとする。なお、コスト縮減に関して新技術や新工法等の選定にあたっては、農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）及び新技術情報システム（NETIS）等を積極的に活用しなければならない。
 - ・ 農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）については、
http://www.nn-techinfo.jp/mdb_web/MdbTop.do を参照
 - ・ 新技術情報システム（NETIS）は、
<http://www.netis.mlit.go.jp/NetisRev/NewIndex.asp> を参照。

（業務の成果品質確保対策）

第3－3条

契約後業務着手時並びに最終打合せ時において、受発注者間の設計方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項並びに「業務の成果品質確保対策」（農水省 WEB サイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

1. 業務確認会議

業務の着手時に、管理技術者・担当技術者並びに豊沢川農業水利事業建設所長、主任監督員、監督員、工事担当者が、設計方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務を円滑に推進し成果物の品質を確保するものである。

- （1）業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議である。なお、確認事項については変更する場合がある。

- ①設計条件・前提条件
- ②業務計画の妥当性
- ③スケジュール
- ④設計変更内容
- ⑤その他（関連業務との調整事項、コスト縮減、環境対策等の促進等）

- （2）会議の開催については、監督員が指示するものとする。なお、開催時期の変更、開催回数の追加が必要な場合は、監督員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じ設計変更で計上する。

2. 合同現地踏査

管理技術者・担当技術者並びに豊沢川農業水利事業建設所長、主任監督員、監督員、工事担当者が、必要に応じて合同で現地踏査を行うことにより、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報、設計方針の明確化等、情報共有を図るものとする。

3. 照査の確実な実施

業務の最終打合せ時において、成果物のうち照査報告書については、照査を実施した照

査技術者自身による報告を原則とする。

また、最終打合せ時以外であっても、必要に応じて、照査技術者自身からの照査報告を実施できるものとする。

4. 会議費等経費

「業務確認会議」に必要な経費については、現行での初回打合せ経費に、「合同現地踏査」に必要な経費については、現行歩掛での現地調査経費に含まれている。

「照査の確実な実施（最終打合せ）」の照査技術者自身による報告に必要な経費は、最終打合せ経費に含まれている。

5. 当該業務成果による工事発注の際に、別途工事の受発注者が当該工事に対する「工事の施工効率向上対策」（農水省 WEB サイト）による工事円滑化会議及び設計変更確認会議を開催することとしており、同会議に出席要請があった場合には応じるものとする。なお、出席に必要な経費については、別途契約により対応することとする。

6. 業務確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。

（業務管理）

第3－4条

情報共有システムの業務について

1. 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。
2. 情報共有システムは、「工事及び業務の情報共有システム活用要領」（農林水産省 web サイト参照）によるものとする。
3. 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。

第4章 打合せ

（打合せ）

第4－1条

共通仕様書第1－10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初 回	作業着手前の段階
第2回	中間打合せ（用水計画基礎資料整理段階）
第3回	中間打合せ（使用水量計算段階）
第4回	中間打合せ（予備河川協議図書作成段階）
最終回	報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打ち合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容、その内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

第5章 成果物

（成果物）

第 5－1 条

成果物を共通仕様書第 1－17 条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

1. 成果物の電子媒体（CD-R 等） 正副 2 部

このほか、この成果物に含まれる個人情報等の不開示情報について、その該当箇所を黒塗り等にする措置を行い、電子媒体（CD-R、若しくは DVD-R）により別途 1 部を提出するものとする。

2. 成果物の出力 1 部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

（成果物の提出先）

第 5－2 条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

岩手県花巻市下北万丁目 197-3

東北農政局和賀中央農業水利事業所豊沢川農業水利事業建設所

第 6 章 契約変更

（契約変更）

第 6－1 条

業務請負契約書第 17 条から第 20 条までに規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- （1）第 2－2 条に示す「設計作業条件」に変更が生じた場合。
- （2）第 3－1 条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。
- （3）第 4－1 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
- （4）第 5－1 条に示す「成果物」に変更が生じた場合。
- （5）履行期間の変更が生じた場合。
- （6）関係機関等対外的協議等により設計計画等に変更が生じた場合。
- （7）その他

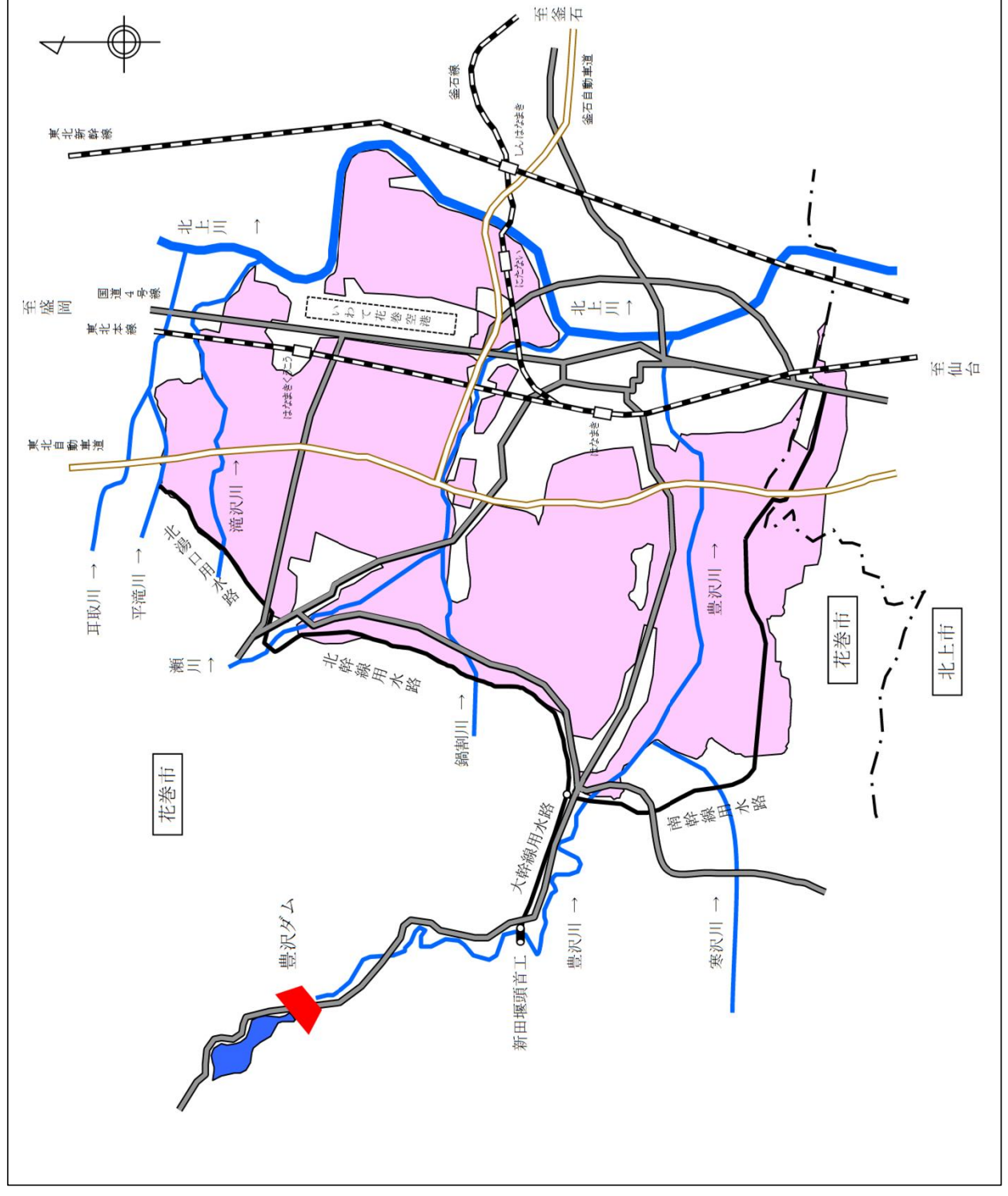
第 7 章 定めなき事項

（定めなき事項）

第 7－1 条

この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

位置図



位置図	
受益面積 (ha)	
用水改良	4,250ha
計	4,250ha
凡例	
国営	
	用水受益
	豊沢ダム (改修)
県営	
	頭首工 (既設利用)
	用水路 (既設利用)

豊沢川地区河川協議資料作成業務

作業項目一覧表

作 業 項 目	作 業 内 容	作業実施欄
1. 計画準備	既存の河川協議資料、過年度資料を把握し、作業計画を樹立する。	○
2. 現地調査等		
(1) 聞き取り調査	関係機関（豊沢川土地改良区等）から水利用実態、営農の変化を聞き取るとともに、過年度業務成果等の使用水量の計算結果を基に協議資料作成の方針を決定する。	○
(2) 現地調査	過年度業務成果に基づき、予備的な河川協議資料作成のために必要な現地調査（水路網、農地状況、県営事業の整備状況等の確認）を行うとともに、協議図書添付用の写真撮影を行う。	○
3. 用水計画基礎資料整理		
(1) 受益面積の整理	発注者が準備する年度別転用面積資料等を基に、平成25年度以降について年度別、路線別に転用面積及び受益面積を整理する。また、作付け作物実態等を基に転作率及びかん水率の検討を行う。	○
(2) 県営事業等の整理	発注者が準備する県営事業成績書等を基に、整備状況と用水諸元を整理する。	○
(3) 計画基準年の妥当性検証	气象台、観測所等から最近年までの観測結果等を収集・整理するとともに、至近年のデータを考慮したうえで計画基準年の妥当性を検証する。	○
4. 協議図書添付図面の修正	転用面積等の整理結果を基に、河川協議添付図面を修正する。	○
5. 使用水量の計算	現行の河川協議図書に基づき、計画減水深データ、単位用水量データ、使用水量の計算内容を整理するとともに、3で整理した実態を踏まえて、用水量の修正計算を行う。	○
6. ダム確保容量の計算	气象台、観測所等から最近年までの観測結果等を収集・整理するとともに、現行の河川協議図書に基づき、ダム確保容量の計算を行う。	○
7. 河川流況と関係河川使用者への影響	地区内水利用後の下流基準点における河川流況を基準年及び至近10か年について再現し整理する。	○
8. 予備河川協議図書の作成	上記作業に基づき、計画用水系統図を修正するとともに、河川協議変更内容を取りまとめて予備協議のための河川協議図書を作成する。	○
9. 小水力発電所資料の作成	上記内容を踏まえつつ、豊沢ダム小水力発電所に係る予備協議資料を作成する。	○
10. 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	○
11. 点検とりまとめ	上記内容を点検とりまとめのうえ、報告書を作成する。	○